

南信州広域連合災害廃棄物処理計画

令和7年6月

南信州広域連合

目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の背景及び目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画の対象	3
1 対象とする災害.....	3
2 対象とする廃棄物.....	3
3 災害廃棄物の発生量.....	7
第4節 各主体の役割.....	8
1 南信州広域連合の役割.....	8
2 構成市町村の役割.....	8
3 長野県の役割.....	9
4 事業者の役割.....	9
5 住民・災害ボランティアの役割.....	10
第5節 災害廃棄物処理の基本方針.....	11
1 処理方針	11
2 処理目標	11
第6節 災害における廃棄物対応の流れ.....	12
1 組織体制・処理体制の確立.....	13
2 被害状況の把握・処理施設の復旧.....	13
3 生活ごみ、避難所ごみに係る対応.....	13
4 し尿に係る対応.....	13
5 片付けごみへの対応.....	13
6 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理.....	14
7 支援要請・受援体制の構築.....	14
8 仮置場の管理.....	14
9 環境対策	14
10 広報・渉外等.....	14
11 予算措置・契約事務.....	14
第7節 災害時に発生する廃棄物の処理フロー.....	15
1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ.....	15
2 し尿処理の流れ.....	15
3 災害廃棄物の処理の流れ.....	16
第2章 組織及び協力支援体制.....	18
第1節 組織体制の確立.....	18

第2節	情報収集・連絡.....	20
第3節	関係主体との協力・連携.....	21
第4節	各種協定	22
第5節	受援体制の構築.....	24
1	受援体制構築の基本的な流れ.....	24
第3章	災害廃棄物の処理.....	25
第1節	被災者や災害ボランティアへの周知・広報.....	25
第2節	一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧.....	26
第3節	片付けごみの回収.....	26
第4節	仮置場	27
1	構成市町村における仮置場の充足状況.....	27
2	本連合の仮置場.....	28
第5節	処理・処分	35
第6節	適正処理が困難な廃棄物等への対応.....	36
第4章	計画の見直し等.....	37
第1節	計画の見直し.....	37
1	計画の見直し.....	37
2	行動マニュアルの整備.....	37
第2節	教育訓練	37

第1章 総則

第1節 計画策定の背景及び目的

飯田・下伊那地域は、伊那谷断層帯による地震や南海トラフ地震などの大規模な地震の発生が想定されている。また、台風や集中豪雨による風水害が近年各地で頻発しており、本地域においても同様の災害が発生する可能性がある。

災害時には大量の廃棄物が発生し、その処理が滞れば、復旧・復興が大幅に遅延する恐れがある。このような事態を避けるためには、平時から自然災害に備えるとともに、災害発生時における廃棄物の適正かつ円滑な処理を行うための応急対策や復旧・復興対策の基本的方針を策定する必要がある。

南信州広域連合※（以下「本連合」という。）では、これらの背景を踏まえ、災害廃棄物の適正処理を確実に行うための指針として「南信州広域連合災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。本計画は、稲葉クリーンセンター（可燃ごみ処理）や飯田竜水園（生活排水処理）などの広域処理施設を有する南信州広域連合としての災害対応力を強化し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うための基本的な指針を示すものである。

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定することが求められており、本圏域においても構成市町村による災害廃棄物処理計画の策定が進められている。本計画は、本連合としての災害廃棄物対策を明示するとともに、構成市町村の計画と連携し、地域全体での効果的な対応を行うためのものである。

今後、本計画に基づき、構成市町村や関係機関との情報共有や訓練を重ねることで、災害廃棄物処理に関する対応能力をさらに向上させ、地域全体での復旧・復興を迅速に進めることを目指す。

※：南信州広域連合は飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村の14市町村で構成されるが、このうち根羽村はごみの収集処理に関する事務を北設広域事務組合で共同処理している。このため、特に断りのない場合、「南信州広域連合」、「本連合」は根羽村を除く13市町村を指すものとし、その地理的な範囲を「圏域」と記載する。

第2節 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図1-2-1に示すとおりである。

環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び「災害対策基本法」の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針への災害廃棄物対策事項の追加といった制度的な対応を行った。さらに、東日本大震災等の近年発生した災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成30年3月には、平成26年3月に策定した災害廃棄物対策指針を改定し、地方公共団体の災害対応力強化を推進している。

図1 災害廃棄物対策の推進体制

この図は、災害廃棄物対策の推進体制を示しています。主要な要素と関係は以下の通りです。

- 法的根拠:** 廃棄物処理法、災害対策基本法（復興段階では大規模災害復興法）。
- 基本方針:** 基本方針（環境大臣）。
- 計画体系:**
 - 防災基本計画（復興段階では復興基本方針）
 - 環境省防災業務計画
 - 災害廃棄物対策指針
 - 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針
 - 地域ブロック
 - 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画
- 実施主体と計画:**
 - 長野県:** 長野県一般廃棄物処理計画、長野県地域防災計画、長野県災害廃棄物処理計画。
 - 構成市町村:** 構成市町村一般廃棄物処理基本計画、構成市町村地域防災計画、構成市町村災害廃棄物処理計画。
 - 南信州広域連合:** 南信州広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、南信州広域連合災害廃棄物処理計画。
- 災害発生時の対応:**
 - 大規模災害発生時: 大規模災害発生時における災害廃棄物処理指針。
 - 災害発生時: 災害における災害廃棄物処理指針。
 - 災害発生時: 災害発生時における災害廃棄物処理指針。
 - 災害発生時: 災害発生時における災害廃棄物処理指針。
 - 災害発生時: 災害発生時における災害廃棄物処理指針。
 - 災害発生時: 災害発生時における災害廃棄物処理指針。

2

第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害等の自然災害を対象とする。

地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災・爆発、その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

風水害等については、竜巻等の風による被害のほか、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害、大雪による雪害等を対象とする。

2 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となる。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は表 1-3-1～表 1-3-4 に示すとおりである。

本計画で対象とする廃棄物は、生活ごみ、避難所ごみ、災害廃棄物、事業系一般廃棄物、及び避難所の仮設トイレ等で発生するし尿である。このうち、本連合が処理するのは、稲葉クリーンセンターで焼却可能な可燃物と、避難所の仮設トイレ等で発生するし尿である。

また、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第 22 条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

表 1-3-1 本計画で対象とする廃棄物

災害時に発生する 廃棄物の種類		概要	本計画 対象
一般 廃棄物	し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	○
	生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	○
	避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
		その他災害に起因する廃棄物	○
	事業系 一般廃棄物	被災した事業所からの廃棄物	○
事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）			
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物		

注）生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

表 1-3-2 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

名称	特徴等	写真
し尿	発災後に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿が発生する。	 
生活ごみ	住民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生する。	 
避難所ごみ	開設した避難所から発生するごみで、支援物資の消費により発生するため、容器包装に係るものや衣類等が多く含まれる。	 

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（2016 年 3 月 環境省）
「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月、環境省）

表 1-3-3 廃棄物の種類（１）

名称	特徴等	写真	
可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず・木材、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物。可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがある。		
木くず 木材	柱、梁、壁材であり、リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。火災防止措置を検討する必要がある。		
畳・布団	被災した家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。破砕機で処理するのに時間を要する。腐敗が進行すると悪臭を発する。		
家具類	被災家屋から搬出される、洋だんす、和だんす、整理だんす、茶だんす等。		
不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず・木材、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）、屋根瓦などが混在した不燃系の廃棄物。		
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど。リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破砕等が必要。		

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（2016 年 3 月 環境省）

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月、環境省）

表 1-3-4 廃棄物の種類（2）

名称	特徴等	写真	
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など。スチール家具等が含まれる。		
廃家電等 （家電 4 品 目や小型家電等）	被災家屋から排出される家電 4 品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）や小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの。		
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など。 ※仮置場には、持ち込めない。		
有害廃棄物 ／危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等。		
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車等。		
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、塩ビ管など。		

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（2016 年 3 月 環境省）

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月、環境省）

3 災害廃棄物の発生量

(1) 地震による被害想定

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」で県内に大きな被害を発生させると想定されている地震のうち、特に本圏域で大きな被害が想定される地震に、伊那谷断層帯の地震及び南海トラフ巨大地震がある。どちらの地震も、冬の18時（強風時）に被害が最大となると想定されている。

表 1-3-5 伊那谷断層帯の地震及び南海トラフ巨大地震における被害想定

市町村名	伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)				南海トラフ巨大地震(陸側ケース)			
	想定震度 (最大)	避難者数 (最大)	建物被害		想定震度 (最大)	避難者数 (最大)	建物被害	
			全壊・焼失	半壊			全壊・焼失	半壊
飯田市	7	22,740人	2,880戸	9,190戸	6強	15,860人	790戸	6,390戸
松川町	6強	2,350人	210戸	1,100戸	6弱	1,540人	50戸	580戸
高森町	7	2,780人	290戸	1,220戸	6弱	1,570人	50戸	550戸
阿南町	6弱	110人	10戸	50戸	6強	920人	120戸	700戸
阿智村	7	2,210人	590戸	1,350戸	6弱	510人	20戸	250戸
平谷村	6強	20人	*	*	6弱	50人	*	20戸
下條村	6強	580人	50戸	350戸	6弱	640人	50戸	400戸
売木村	5強	*	*	*	6弱	60人	*	50戸
天龍村	5強	*	*	*	6弱	280人	50戸	300戸
泰阜村	6弱	60人	*	20戸	6弱	240人	30戸	180戸
喬木村	6強	960人	80戸	520戸	6弱	810人	50戸	450戸
豊丘村	6強	880人	60戸	500戸	6弱	900人	60戸	510戸
大鹿村	5強	*	*	*	6強	80人	10戸	100戸
圏域合計	—	32,690人以上	4,170戸以上	14,300戸以上	—	23,460人以上	1,280戸以上	10,480戸以上

*：わずか

(2) 地震による災害廃棄物の発生量

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、上記の被害想定に基づき災害廃棄物の発生量が試算されており、伊那谷断層帯主部の地震では最大 328,510t、南海トラフ巨大地震では最大 99,320t の災害廃棄物が発生すると想定されている。

東日本大震災や熊本地震の状況を踏まえると、災害廃棄物の約2割が可燃系廃棄物（可燃物、柱角材）として発生すると見込まれる。

表 1-3-6 災害廃棄物の発生量

単位：t

市町村名	伊那谷断層帯主部の地震(ケース3)	南海トラフ巨大地震(陸側)
飯田市	227,150	62,840
松川町	16,260	3,800
高森町	23,920	4,020
阿南町	610	8,670
阿智村	45,940	1,840
平谷村	10	80
下條村	3,760	3,420
売木村	*	280
天龍村	30	3,230
泰阜村	170	1,950
喬木村	5,720	3,690
豊丘村	4,920	4,550
大鹿村	20	950
圏域合計	328,510	99,320
	うち可燃系廃棄物 65,702	うち可燃系廃棄物 19,864

第4節 各主体の役割

廃棄物処理法では、災害廃棄物は一般廃棄物とされており、市町村が第一義的に処理責任を負っている。災害廃棄物が多量に発生し、各市町村の廃棄物処理能力を超過する場合には、国や県をはじめ、周辺市町村、民間事業者等と連携して迅速かつ適正な処理を図る。

1 南信州広域連合の役割

本連合は圏域内で発生した災害廃棄物や避難所ごみのうち、可燃ごみを稲葉クリーンセンターで焼却処理する。必要に応じて、仮置場を設置し、可燃ごみの円滑な処理に努める。また、本連合は仮設トイレから収集されたし尿を飯田竜水園で処理する。

災害廃棄物の発生状況や処理の進捗状況を構成市町村と共有し、連携して災害廃棄物を処理する。

(1) 災害時

- ◆ 災害廃棄物（可燃ごみ）の処理
- ◆ 仮置場の設置、管理
- ◆ 仮設トイレのし尿処理

(2) 平時

- ◆ 組織体制や関係機関との連絡体制の整備、支援協定の締結

2 構成市町村の役割

災害廃棄物は一般廃棄物に位置づけられ、その処理は、市町村が主体となって処理する。各市町村や圏域内で処理しきれない場合は、県を窓口として、他都道府県での広域処理を行う。本連合及び構成市町村は、平時から災害時の対応について協議し、協力・連携体制を構築し、訓練等を通じて体制整備を図る。

市町村が被災していない、または被災の程度が軽度の場合は、被災市町村からの要請に応じて、資機材や人材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入にも協力する。

(1) 災害時

- ◆ 避難所ごみや仮設トイレのし尿の収集・運搬
- ◆ 仮置場の設置、管理（早期の設置が求められる）
- ◆ 災害廃棄物の処理
- ◆ 被災市町村の要請に応じて、資機材の提供や人材の派遣

(2) 平時

- ◆ 組織体制や関係機関との連絡体制の整備、支援協定の締結
- ◆ 仮置場候補地の選定

3 長野県の役割

県は処理主体である市町村が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や応援状況を踏まえた技術支援や各種調整を行う。なお、東日本大震災のような壊滅的な被害により、市町村の行政機能が喪失するなど、災害廃棄物の処理が市町村のみで行うことが困難な事態に陥った場合は、地方自治法に基づき県・市町村双方の議会の議決を経た上で、県が市町村に代わって災害廃棄物の処理の一部を実施する場合がある。

(1) 災害時

- ◆ 廃棄物対策における情報提供や技術支援
- ◆ 県内市町村や隣接する県、国及び民間事業者との間での、災害時における一連の業務における連絡調整
- ◆ 災害廃棄物処理の進捗管理（大規模災害時など事務委託を受けた場合）
- ◆ 被災市町村の要請に応じて、資機材の提供や人材の派遣

(2) 平時

- ◆ 組織体制や関係機関との連絡体制の整備、支援協定の締結

4 事業者の役割

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努める。特に、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努める。

県や市町村と災害時の協力協定を締結している事業者は、県や市町村の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努める。

(1) 災害時

- ◆ 事業系ごみの適正処理
- ◆ 連携協定内容の実施（災害廃棄物の収集運搬、災害廃棄物の処理、重機や資機材の提供、人材の派遣）

(2) 平時

- ◆ 連携協定の締結

5 住民・災害ボランティアの役割

市町村が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、住民及び災害ボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める。また災害ボランティアは、市町村と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う。

(1) 災害時

- ◆ 災害廃棄物の排出ルールの順守
- ◆ 被災家屋の後片付け
- ◆ 仮置場への災害廃棄物の搬入

第5節 災害廃棄物処理の基本方針

1 処理方針

(1) 衛生的かつ迅速な処理

大規模災害時には多量の廃棄物やし尿が一時的に発生するため、生活環境の保全と公衆衛生の確保を最優先とする。これにより、周辺環境の悪化や感染症の発生を予防する。廃棄物の収集体制や処理施設の状況、道路の寸断等に応じて状況を的確に把握し、迅速な処理を目指す。災害廃棄物処理の優先順位を明確にし、被災者の生活ごみやし尿の処理を最優先としつつ、効率的かつ迅速な対応を行う。

(2) 計画的な対応・処理

刻々と変化する災害状況に対応するため、災害廃棄物の発生量、道路や施設の被災状況、仮置場の設置状況、処理施設の能力を逐次把握し、最適な処理体制を構築する。効率的かつ安全な廃棄物の処理を実現するために、廃棄物搬入・収集体制についても必要に応じた調整を行い、災害廃棄物の計画的な処理を推進する。

(3) 環境に配慮した処理

災害廃棄物処理の際は、処理現場周辺の環境に十分配慮し、混乱した状況下でも可能な限り環境負荷を低減する。仮置場の設置・運用では、土壌汚染の防止、火災予防対策（可燃物の温度管理や積み上げ高さの制限、ガス抜き管の設置等）を徹底し、周辺環境への影響を最小限に抑えるよう努める。

(4) 関係機関との連携

災害廃棄物の処理においては、まず本連合と構成市町村、事業者など圏域内での連携を強化し、協力して対応することを基本とする。処理能力が不足する場合には、国や県、他の地方自治体からの協力・支援を受け、円滑な処理を進める体制を整える。

2 処理目標

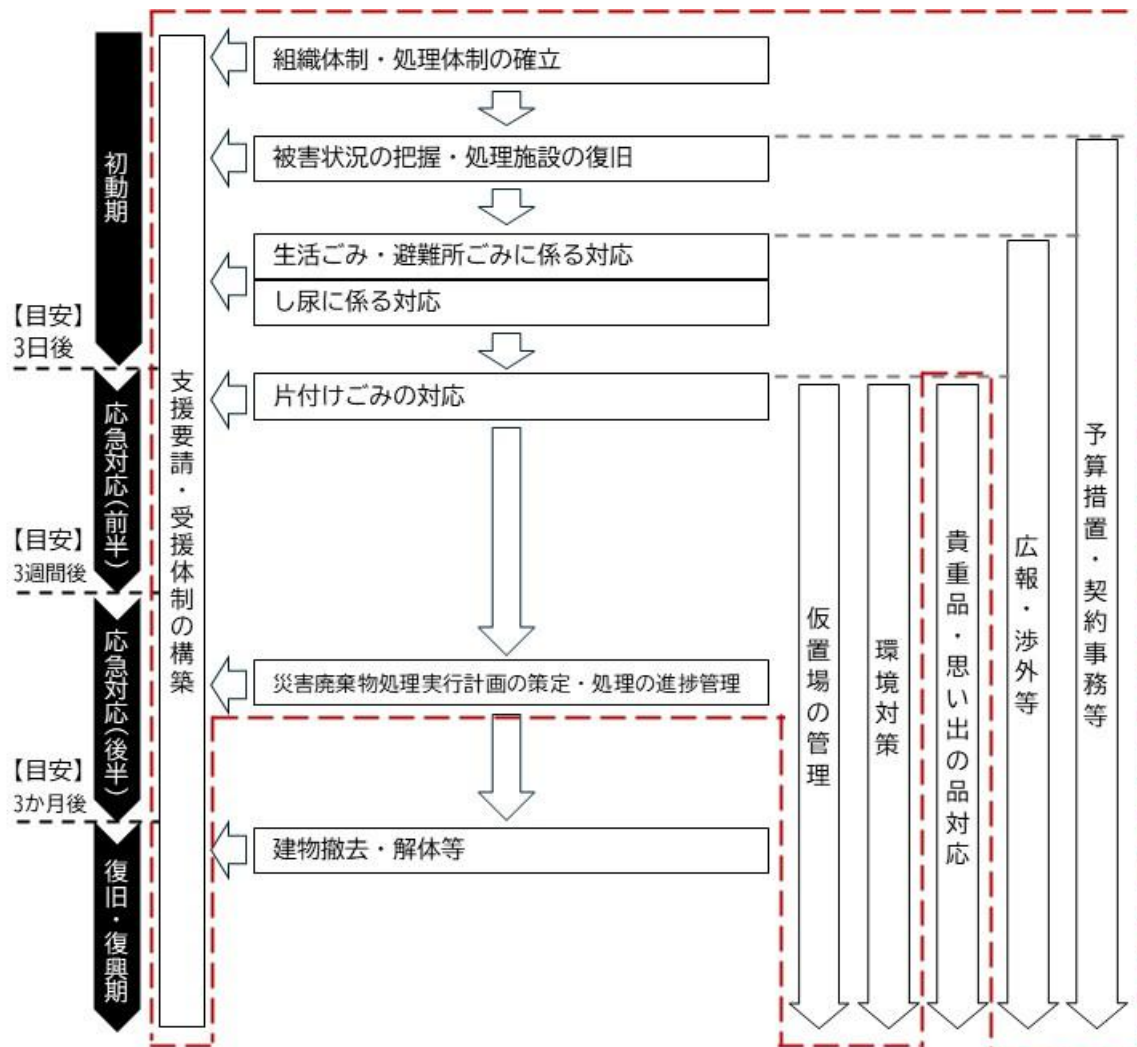
災害廃棄物及び避難所ごみの処理目標は、以下のとおり。構成市町村や事業者と連携し、処理目標の達成を目指す。

表 1-5-1 災害廃棄物等の処理目標

項目	目標
災害廃棄物の処理	可能な限り早期の処理完了を目指す。最長でも災害発生から3年以内に処理を完了させる。
避難所ごみの処理	避難所ごみや被害の大きな地域のごみを優先的に処理し、衛生的な環境を確保する。

第6節 災害における廃棄物対応の流れ

災害発生後に必要となる廃棄物対応の大まかな流れを示す。



注1) 図中の時期の目安は、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月 環境省）に従い記載。

注2) 本連合の対象とする業務は、赤の破線で囲まれた範囲。ただし、生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみのうち、可燃ごみとし尿については、処理は本連合が行うが、収集は構成市町村が担当する。

注3) 以下の市町村のし尿処理については、下伊那郡西部衛生施設組合または下伊那南部総合事務組合が行う。

下伊那郡西部衛生施設組合：阿智村、平谷村

下伊那南部総合事務組合：阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村

図1-6-1 災害時における廃棄物対応の流れ

表 1-6-1 発災後の時期区分と特長

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う期間)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3か月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

1 組織体制・処理体制の確立

廃棄物処理担当が中心となり、廃棄物処理のための組織体制及び処理体制を確立する。庁内の組織体制の確立に当たっては、庁内で職員の応援を受けることも含め、災害対策本部と連携する。

2 被害状況の把握・処理施設の復旧

廃棄物処理施設の被災状況を確認し、廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施または依頼する。稲葉クリーンセンター及び竜水園については、本連合及び委託業者が被災状況を確認のうえ、復旧作業を行う。

3 生活ごみ、避難所ごみに係る対応

平時と同様に、生活ごみの収集は構成市町村が担当する。このうち、可燃ごみについては、稲葉クリーンセンターで焼却するものとし、本連合が対応する。避難所のごみについても同様に対応する。

4 し尿に係る対応

携帯トイレや簡易トイレの配布や収集は、構成市町村が行う。収集された使用済みの携帯トイレ等については、可燃ごみ同様、稲葉クリーンセンターで焼却する。

仮設トイレが設置された場合は、その設置場所の把握及びし尿の汲み取りを構成市町村が担当する。し尿の処理は飯田竜水園で行うものとし、本連合が対応する。

5 片付けごみへの対応

住民が自宅を片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等の廃棄物については、構成市町村が仮置場で保管し、処理先へ搬出する。

なお、第3章「第4節 仮置場」で記載するとおり、本連合が設置する仮置場では、片付けごみの直接搬入について、受け入れは行わない。

6 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理

災害発生時には、本計画に基づき被害の状況を速やかに把握するほか、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理の進捗管理を行う。

長野県は、実行計画の策定のための技術的支援を行う。

7 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して他市町村や長野県、民間事業者等へ支援を要請する。被災自治体の廃棄物処理部局は支援を受け入れるための体制（受援体制）を構築する。

8 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物を分別して仮置きし、順次稲葉クリーンセンターで焼却処理する。

9 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止、粉じん、騒音、振動、悪臭、害虫対策等の必要な環境対策を行う。

10 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、住民や事業者へ広報を行う。また、災害時には、支援を受け入れるために支援者との交渉を行い、適切な処理体制を確保するために処理先との交渉も行う。

11 予算措置・契約事務

災害廃棄物処理のための事業費を確保する。また処理事業者との契約事務を行う。

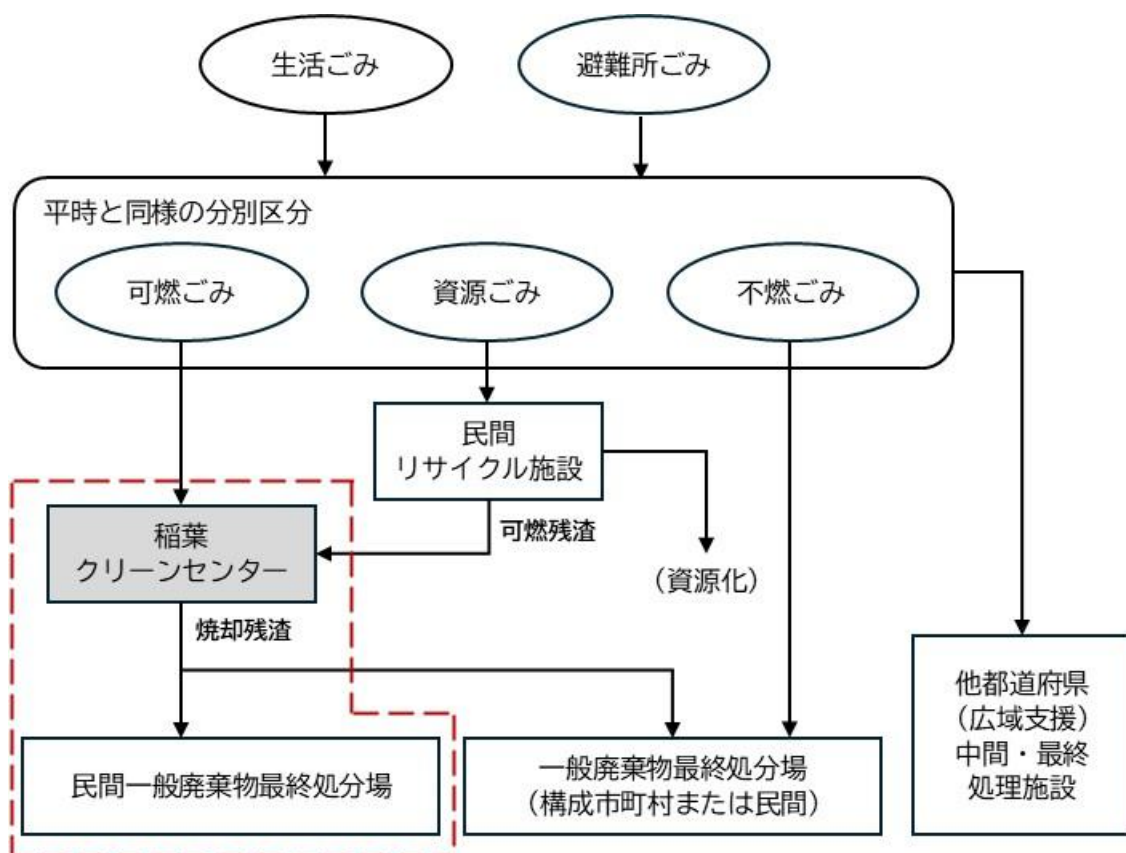
第7節 災害時に発生する廃棄物の処理フロー

1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域における生活ごみ及び避難所ごみについては、平時と同様の分別区分で収集し、処理施設へ搬入して処理する。

可燃ごみの収集運搬は各構成市町村が担当し、本連合が稲葉クリーンセンターで焼却を行う。焼却残渣については、民間一般廃棄物最終処分場で処分する。

可燃ごみ以外のごみについては、各構成市町村が処理・処分を行う。



注1) 網掛けした施設は、本連合が所管する施設。

注2) 赤の破線で囲まれた範囲が、本連合が対応する範囲。焼却残渣の最終処分は、民間委託により行う。

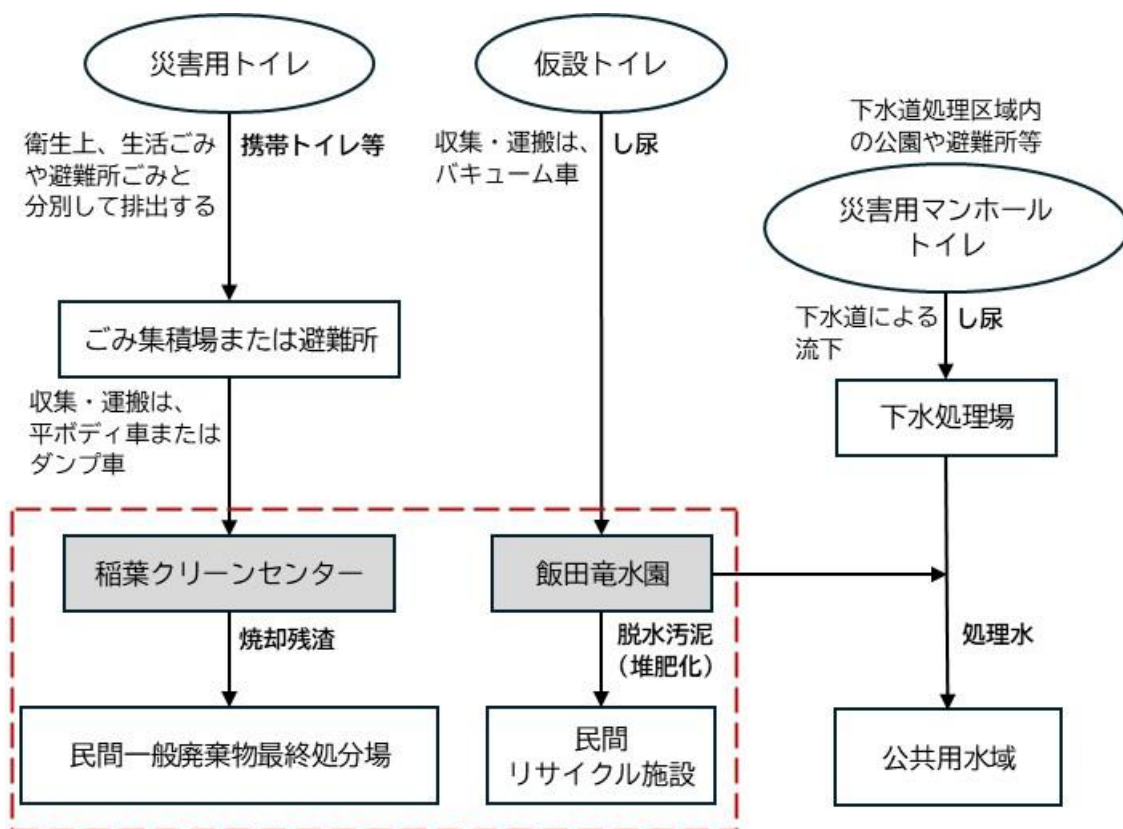
図 1-7-1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

2 し尿処理の流れ

汲み取りし尿及び携帯トイレ等の収集運搬は、各構成市町村が行う。汲み取りし尿は本連合が飯田竜水園で処理し、携帯トイレ等は稲葉クリーンセンターで焼却する。なお、本連合で処理を行うのは、飯田市、松川町、高森町、豊丘村、喬木村、大鹿村である。

災害用マンホールトイレについては、し尿を下水道に流下させるため、収集運搬は不

要であり、処理は下水処理場で行われる。ただし、その利用は、下流側の下水道管や下水処理場が被災していない場合に限られる。



注 1) 網掛けした施設は、本連合が所管する施設。

注 2) 赤の破線で囲まれた範囲が、本連合が対応する範囲。焼却残渣の最終処分と脱水汚泥の堆肥化は、民間委託により行う。

注 3) 阿智村および平谷村のし尿処理については下伊那郡西部衛生施設組合が、阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村のし尿処理については下伊那南部総合事務組合がそれぞれ行う。

図 1-7-2 し尿処理の流れ

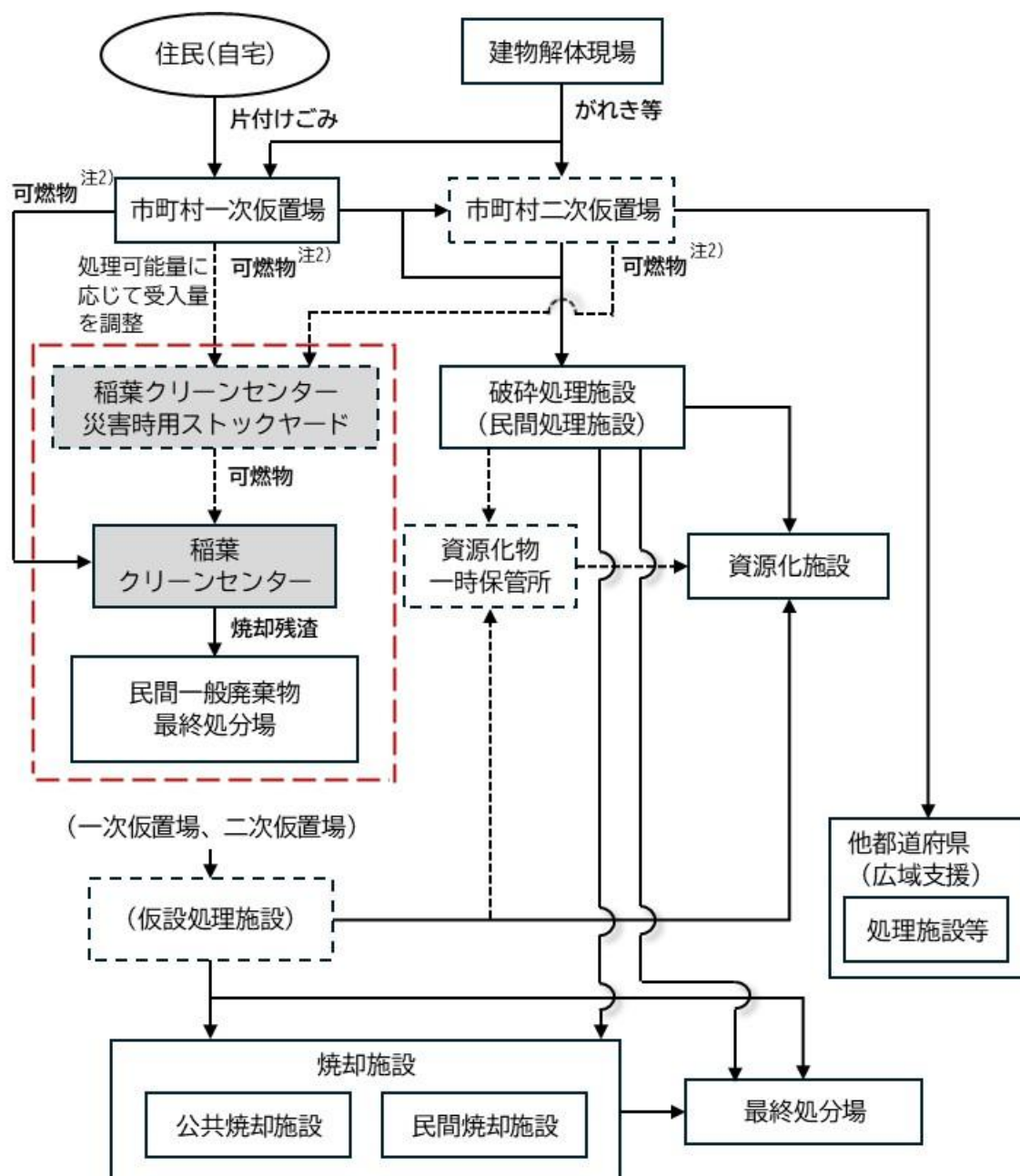
3 災害廃棄物の処理の流れ

住民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみや、損壊家屋の解体に伴い発生したがれき類等は、処理先へ搬出するまでの間、市町村が設置する一次仮置場で分別した上で一時的に保管する。また、必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管施設を設置し、管理する。一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却等を行う。再資源化できない廃棄物は最終処分する。

本連合では、各市町村が設置する一次仮置場に搬入された片付けごみやがれき等のうち、可燃物については稲葉クリーンセンターに搬入し、焼却処理を行う。ただし、災害廃棄物の発生状況や稲葉クリーンセンターの受入能力を考慮し、必要に応じて稲葉クリーンセンター災害時用ストックヤード（以下「連合仮置場」という。）を開設し、一時的に保管する場合がある。

また、稲葉クリーンセンターの受入能力には限りがあるため、生活ごみや避難所ごみの増加状況を踏まえ、搬入量を調整する必要がある。

なお、稲葉クリーンセンターが稼働できない場合や、災害廃棄物の発生量が多く処理が困難な場合には、県や圏域外の市町村に支援を要請するものとする。



注 1) 網掛けした施設は、本連合が所管する施設。

注 2) リサイクル可能な可燃物（家屋の柱など）の受入は、極力避ける。

注 3) 赤の破線で囲まれた範囲が、本連合が対応する範囲。焼却残渣の最終処分は、民間委託により行う。

図 1-7-3 災害廃棄物処理の流れ

第2章 組織及び協力支援体制

第1節 組織体制の確立

発災時に設置する災害廃棄物対策における組織体制は、図2-1-1を基本とし、非常・緊急時の組織体制・指揮命令系統（「稲葉クリーンセンター非常・緊急時連絡」、「稲葉クリーンセンター管理棟消防計画・地震防災規定」等）と整合を図るものとする。災害廃棄物処理を担当する組織は、仮置場の設置（砕石や敷鉄板の手配）や原状回復などの重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に必要な土木・建築職の支援を受けられる組織体制とする。

発災後は、県、構成市町村、協定締結事業者などの関係者と情報を共有し、連携して対応する。

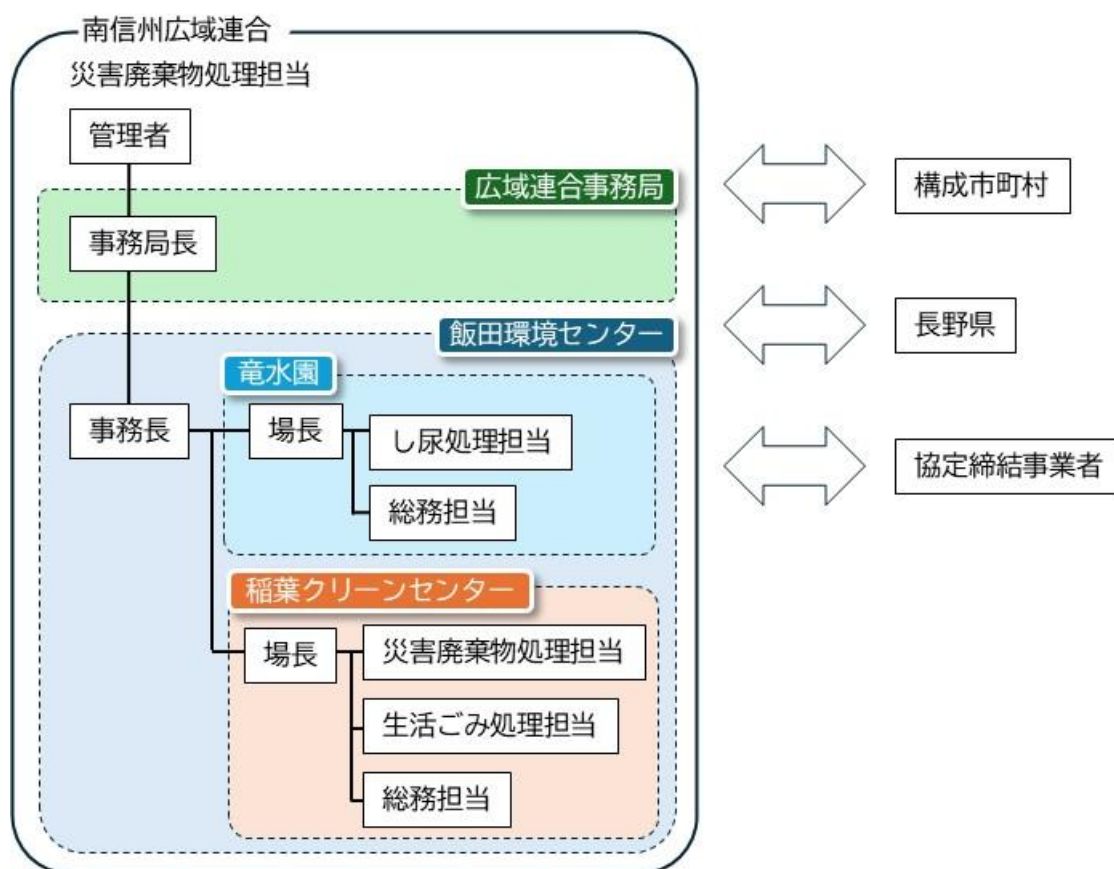


図2-1-1 災害廃棄物対策における組織体制

発災前、初動期、応急対応、復旧・復興期における各担当の業務内容は、表 2-1-1 に示すとおりである。なお、事務長は関係者との連絡・調整及び飯田環境センターの統括を、各場長は所管する竜水園または稲葉クリーンセンターの統括を行う。

表 2-1-1 災害廃棄物処理における各担当の業務内容

担当	業務内容	役割分担		発災前 (平時)	初動期		応急対応		復旧・ 復興
		本連合	市町村		発災	～3日	～3週間	～3か月	
総務担当	災害廃棄物対策の総括、進行管理 (関連部署との連携も含む)	○	○	●	●	●	●	●	●
	組織体制の整備	○	○	●					
	関係機関との連絡体制整備	○	○	●					
	他市町村、関係団体等との支援協定の整備	○	○	●					
	職員参集状況の確認と人員配置	○	○		●				
	災害関連情報の収集・集約	○	○		●	●	●	●	
	国、県及び他自治体との連絡調整	○	○		●	●	●	●	●
	支援要請(広域処理関係)	○	○			●			
	災害廃棄物処理実行計画の策定	○	○				●	●	●
	国庫補助金の対応	○	○				●	●	●
	予算確保	○	○				●	●	●
	住民への広報	○	○	●		●	●	●	●
	相談・苦情の受付	○	○			●	●	●	●
	住民や事業者への分別の指導		○			●	●	●	●
	廃棄物処理の契約事務	○	○			●	●	●	●
	他自治体職員、ボランティアの受入	○	○				●	●	
生活ごみ 処理担当	処理施設の耐震化と災害予防	○	○	●					
	処理施設(稲葉クリーンセンター)の被災状況の把握	○			●				
	処理施設(市町村や民間の処理施設等)の被災状況の把握		○		●				
	処理施設の緊急補修、再稼働	○	○				●	●	●
	代替処理施設の確保(必要に応じて)		○			●			
	収集運搬車両の算定及び手配		○		●	●	●	●	●
	避難所ごみ、生活ごみの収集運搬、処理	○ 処理のみ	○ 収集のみ			●	●	●	●
し尿処理 担当	処理施設の耐震化と災害予防	○	○	●					
	処理施設(飯田竜水園)の被災状況の把握	○			●				
	処理施設の緊急補修、再稼働	○	○				●	●	●
	代替処理施設の確保(必要に応じて)		○			●			
	収集運搬車両の算定及び手配		○		●	●	●	●	●
	仮設トイレの設置、維持管理、撤去		○		●	●	●	●	●
	し尿の収集運搬・処理	○ 処理のみ	○ 収集のみ			●	●	●	●
災害廃棄物 処理担当	下水処理施設との連携		○		●	●	●	●	
	がれきの撤去(道路啓開、家屋の解体撤去)		○		●	●	●	●	●
	災害発生物発生量の推計		○		●	●			
	仮置場の検討、設置、管理運営、撤去	○	○	●	●	●	●	●	●
	仮設処理施設の設置、管理運営、撤去 (必要に応じて)		○				●	●	●
	思い出の品保管対策		○				●	●	
	貴重品の保管搬送		○				●	●	
	災害廃棄物処理可能量の推計	○	○				●		
	災害廃棄物収集運搬体制の確保・実施		○				●		
	災害廃棄物処理の進捗管理	○	○				●	●	●
	土木工事積算、仕様書作成	○	○				●	●	

○：本連合または構成市町村が担当する業務であることを示す。

●：業務の実施時期であることを示す。

第2節 情報収集・連絡

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害が発生した直後から、表 2-2-1 に示す情報を収集し、必要に応じて県や構成市町村と共有する。

(1) 災害時

- ◆ 平時において確保した連絡・通信手段により、災害廃棄物処理に必要な情報を入手する。

表 2-2-1 収集が必要な情報と入手する時期

分類	収集が必要な情報	時期	入手先の班等
ごみ処理	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	市町村
	避難所ごみの発生量推計値	初動～	市町村
	ごみ収集運搬車両の被災状況と稼働台数	初動～	市町村
	一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動～	生活ごみ処理担当または災害廃棄物処理担当
災害廃棄物処理	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	市町村
	建物の被災状況（全壊、半壊、焼失棟数、床上浸水、床下浸水）	初動～	市町村
	一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動～	生活ごみ処理担当または災害廃棄物処理担当
	一次仮置場の情報（設置場所、面積、逼迫状況等）	初動～	市町村
	一次仮置場の災害廃棄物の保管状況	応急～	市町村
	一次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	応急～	市町村
し尿処理	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	市町村
	仮設トイレの設置場所、設置数、不足数	初動～	市町村
	収集対象し尿の発生量推計値	初動～	市町村
	し尿等収集運搬車両の被災状況と稼働台数	初動～	市町村
	し尿処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動～	し尿処理担当

注) 連合仮置場は、一次仮置場としての利用を想定していないため、情報の入手先の班等に、本連合の担当班は含まれていない。

(2) 平時

- ◆ 連絡窓口の一覧表を作成、随時更新し、県及び構成市町村と共有する。
- ◆ 電話、防災無線（地上系無線、移動系無線、中継用無線）、衛星電話等を調達し、複数の連絡手段を準備する。また、非常用電源等を確保しておく。
- ◆ プラントメーカー等の関係者との、災害時の連絡方法を確認する。

第3節 関係主体との協力・連携

構成市町村や県、国や専門機関、廃棄物処理事業者等の民間事業者団体等、各主体との連携体制を構築し、災害廃棄物を処理する。その他、警察、消防、自衛隊等とも連携して対応にあたる。

表 2-3-1 主な関係主体と支援内容

関係主体	支援内容（例）
構成市町村	○道路、家屋の被災状況や仮置場の状況に関する情報提供 ○仮置場や処理施設への収集運搬の実施 ○仮置場の受付、災害廃棄物処理の事務作業支援
長野県	○県内市町村間連携のための調整 ○収集運搬及び処理に関する支援要請 ○災害廃棄物処理に関する技術的助言 ○仮置場としての県有地の提供等
一部事務組合 （下伊那郡西部衛生 施設組合、下伊那南 部総合事務組合）	○処理施設でのし尿の受入
民間事業者団体 （協定締結事業 者を含む）	○仮置場や処理施設への収集運搬の実施 ○仮置場の管理及び運営、荷下ろし補助、重機等の資機材の提供 ○災害廃棄物の処理（広域処理を含む）
国・専門機関	○広域処理に関する調整 ○災害廃棄物処理に関する技術的助言・補助金、査定対応等の事務対応 に関する指導及び助言

（１）県内連携

災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足するなど、本連合で対応しきれない場合は、構成市町村や県へ支援を要請し、連携して対応する。

（２）事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、稲葉クリーンセンターのみでは処理しきれないことや、災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足することが想定される。

そのため、必要に応じて県を通じて長野県資源循環保全協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物を処理する。

（３）国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、環境省・関東地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されている。必要に応じて D.Waste-Net へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

第4節 各種協定

発災後は、本連合、各構成市町村、県が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時の廃棄物処理を進める。ただし、本計画策定時点で本連合は、災害時支援協定を締結していない。被災による施設停止時の可燃ごみやし尿の受入先の確保など災害時に必要となる措置を検討し、必要に応じて協定締結を進めていく。構成市町村が締結している災害時支援協定については、資料編に示す。

また、平時から本計画や関係主体が実施する演習や訓練等を通じて協定内容の点検・見直しを行う。

(1) 災害時

- ◆ 各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請する。支援要請に当たっては、支援の実施までに時間を要することも想定されるため、速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請する。

(2) 平時

- ◆ 過去の発災時の対応状況や全庁もしくは関係団体と定期的に実施する演習・訓練等の結果を踏まえ、協定締結の検討、協定内容の点検・見直しを行う。
- ◆ 不備な点は、各種協定を所管している部局と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行う。

表 2-4-1 長野県が自治体間で締結している災害時支援協定

No.	協定名	支援内容					締結先	締結年月 または 更新年月
		ごみ 処理	し尿 処理	職員 派遣	物資 の提供	用役 その他		
1	全国都道府県における災害時等の 広域応援に関する協定			○	○		全国知事会	R6.1
2	災害応援に関する協定			○	○		中部圏知事会 (9 県 1 市)	H19.7
3	震災時等の相互応援に関する協定	○	○	○	○		関東地方知事会 (10 都県)	H8.6
4	災害時の相互応援に関する協定			○	○		長野県、新潟県	H7.7
5	中央日本四県災害時の相互応援等 に関する協定			○	○		長野県、新潟県、山梨 県、静岡県	H27.8
6	長野県市町村災害時相互応援協定	○	○	○	○		長野県内市町村	R1.6

表 2-4-2 長野県が民間事業者団体と締結している災害時支援協定

No.	協定名	支援内容					締結先	締結年月 または 更新年月
		ごみ 処理	し尿 処理	職員 派遣	物資 の提供	用役 その他		
1	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	○					一般社団法人長野県資源循環保全協会	H20. 3
2	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定		○				長野県環境整備事業協同組合	H20. 3
3	災害時等の災害応急資機材のリースに関する協定				○		長野県建設機械リース業協会	H20. 3

第5節 受援体制の構築

協定や相互支援の枠組みなどに基づき、様々な主体からの支援が想定されるため、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に構築する。

1 受援体制構築の基本的な流れ

(1) 支援要請が必要な事項及び期間の整理

- ◆ 支援者への要望（何を、いつまで、どのくらいの数／量が必要か）を、可能な限りとりまとめて支援要請書を作成する。支援先から先遣隊が派遣される場合には、先遣隊と調整・協議して要望をとりまとめる。

(2) 災害対策本部への報告

- ◆ 上記（1）でとりまとめた結果を、災害対策本部（または受援班／担当）に報告する。

(3) 支援の要請

- ◆ 平時においてあらかじめ検討した支援要請手順を元に、災害の規模や被害状況を踏まえて支援要請を行う。支援要請の内容は、県や環境省中部地方環境事務所とも共有する。

(4) 受入れ体制の構築

- ◆ 庁内職員と支援者の業務分担等を具現化しておく等、受援の計画を検討する。
- ◆ 支援者の執務環境（デスクやパソコン等）を準備する。
- ◆ 支援者の待機場所、定例ミーティングを開催できる環境を提供する。

(5) 支援者との情報共有

- ◆ 支援者との調整会議を定期的（できれば毎日）に開催し、役割分担、作業内容及び進捗状況等を確認する。

第3章 災害廃棄物の処理

第1節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報

災害時におけるごみの排出、収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼働状況等、被災者、災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行う。

また、住民や災害ボランティア、事業者が災害時の廃棄物やその処理に関して知識を醸成できるよう、平時から積極的に普及啓発を行う。

(1) 災害時

- ◆ 被災地における生活環境の保全、適正かつ円滑・迅速な災害時の廃棄物処理を行うため、関係他部局と協議のうえ、住民、災害ボランティア、事業者に対して、周知・広報を行う。
- ◆ 水害時は、浸水被害により自宅内の通信機器が全て使えない状況に陥る住民がいることも想定し、ホームページによる広報だけではなく、避難所への掲示やちらし配布等も行う。

表 3-1-1 周知・広報の内容の例

項目	内容（例）
稲葉クリーンセンターの受入状況	直接搬入の可否、搬入可能な時間、搬入可能な品目
市町村一次仮置場の設置状況	場所、分別方法、分別の徹底、収集期間、仮置場の設置状況
災害時用ストックヤード（連合仮置場）の設置状況	場所、設置予定期間、処理の概要 ※連合仮置場への直接搬入の禁止や、便乗ごみの排出禁止、不法投棄・不適正処理の禁止についても合わせて周知する。
災害廃棄物処理の進捗状況	市町村全域及び区ごとの処理の進捗状況、今後の計画
問合せ先	災害廃棄物に関する問合せ窓口

表 3-1-2 周知・広報の手段

情報伝達方法	内 容
デジタル媒体	インターネット(市ホームページ、市防災ポータルサイト、SNS 等)
アナログ媒体	紙媒体：広報誌、回覧板
マスメディア	新聞、ラジオ

(2) 平時

- ◆ 災害時においても野焼き、不法投棄は違法行為にあたること、不適正な排出が適正かつ円滑・迅速な処理に支障をきたし、災害時の廃棄物処理の遅れにつながるなどについて、平時から住民、災害ボランティア、事業者に啓発しておくとともに、発災時に広報する内容の詳細や広報の手段等について検討・準備を進める。

第2節 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

(1) 災害時

- ◆ 生活ごみ処理担当及びし尿処理担当は、被害状況及び操業再開見込み等の情報を集約し、災害対策本部に報告する。復旧工事が必要となる場合には、プラントメーカー等の施設関係者と連携し、可能な限り早期の再稼働を目指す。
- ◆ 施設の再稼働に時間がかかる場合は構成市町村に連絡を行い、構成市町村は住民に対し、収集の停止や収集再開時期の予定を周知する。
- ◆ 被災した施設の復旧に係る事業は国庫補助の対象となるため、その申請手続きを行う。

(2) 平時

- ◆ 非常用発電設備の整備や資機材の備蓄を行い、災害時でも処理が継続できる体制を整える。
- ◆ 災害時のBCP（事業継続計画）を確認し、緊急停止や点検・稼働マニュアルの見直しを必要に応じて行う。

表 3-2-1 焼却施設の状況

施設名	年間処理量 (t/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (t/日)	公称能力 (t/日)	対象 廃棄物	処理方式
南信州広域連合 稲葉クリーンセンター	28,526	330	86	93	可燃物	全連式 ストーカ炉

注) 令和5年度実績。

表 3-2-2 し尿処理施設の状況

施設名	年間処理量 (kL/年)	受入日数 (日/年)	平均日量 (kL/日)	公称能力 (kL/日)	処理方式	
					汚水処理	汚泥処理
南信州広域連合 飯田環境センター 飯田竜水園	18,400	244	75.4	75	膜分離高負 荷生物脱窒 素処理	場外搬出

注) 令和5年度実績。

第3節 片付けごみの回収

発生した災害廃棄物の収集・運搬については、平時と同様、構成市町村が行う。

なお、片付けごみは各市町村が設置・管理する仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらい、発災直後から各市町村は仮置場を設置する。なお、各市町村では、片付けごみのステーション回収は、行わない。

第4節 仮置場

1 構成市町村における仮置場の充足状況

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、各市町村は仮置場で災害廃棄物を適正に保管する。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に支障をきたさないよう、廃棄物の種類ごとに分別して仮置きされる。構成市町村の仮置場充足状況は、表 3-4-1 に示すとおりである。また、構成市町村の仮置場リストについては、資料編に示す。

表 3-4-1 仮置場面積の充足状況

市町村名	仮置場必要面積 ^{出典} (m ²)	仮置場候補地の ^{注)} 合計面積 (m ²)	仮置場の充足状況
飯田市	54,548	検討中	不足
松川町	19,500	4,100	不足
高森町	39,500	7,460	不足
阿南町	7,600	4,940	不足
阿智村	45,300	検討中	不足
平谷村	12,300	12,300	充足
下條村	—	11,000	—
売木村	5,200	8,575	充足
天龍村	5,300	3,119	不足
泰阜村	2,900	6,519	充足
喬木村	13,950	5,000	不足
豊丘村	8,700	11,000	充足
大鹿村	410	37,700	充足

出典 1：「飯田市災害廃棄物処理計画」（2019 年 6 月 飯田市）

出典 2：「松川町災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月 松川町）

出典 3：「高森町災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月 高森町）

出典 4：「阿南町災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月 阿南町）

出典 5：「阿智村災害廃棄物処理計画」（令和 4 年 3 月 阿智村）

出典 6：「平谷村災害廃棄物処理計画」（令和 6 年 3 月 平谷村）

出典 7：「売木村災害廃棄物処理計画」（令和 2 年 3 月 売木村）

出典 8：「天龍村災害廃棄物処理計画」（令和 6 年 3 月 天龍村）

出典 9：「泰阜村災害廃棄物処理計画」（令和 5 年 3 月 泰阜村）

出典 10：「喬木村災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月 喬木村）

出典 11：「豊丘村災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月 豊丘村）

出典 12：「大鹿村災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月 大鹿村）

注）各市町村の災害廃棄物処理計画において、複数の地震や水害に対して仮置場必要面積の推計を行っている場合には、その中から必要面積が最大のものを掲載している。

2 本連合の仮置場

圏域内で大量の災害廃棄物が発生した場合、可燃ごみの量や搬入車両の台数が増加し、稲葉クリーンセンターでの通常の可燃ごみの受け入れが困難となることが想定される。このような状況に対応するため、本連合では連合仮置場を開設し、一時的に可燃ごみを保管する体制を整える。

連合仮置場には、各市町村の仮置場から搬入された可燃ごみのみ受け入れる。被災住民や事業者からの災害廃棄物の直接搬入の受入は行わない。

また、災害時においても再資源化を推進し、直接焼却量、埋立処分量を低減することが重要である。そのため、リサイクル可能な家屋の柱などは連合仮置場での受入を極力避け、リサイクルに向かない可燃ごみを優先的に受け入れる方針とする。連合仮置場での廃棄物の保管にあたっては、場内での管理や搬出が円滑に行えるよう、廃棄物の種類ごとに分別して保管する体制を確保する。これにより、災害時における可燃ごみの効率的な処理と、処分量の最小化を目指す。

(1) 災害時

【連合仮置場への搬入】

- ◆ 被災住民が連合仮置場に災害廃棄物を直接搬入することはできない。
- ◆ 構成市町村の仮置場では、可燃系廃棄物が概ね表 3-4-2(1)及び表 3-4-2(2)に示す通りに分別された上で処理されるものと想定される。連合仮置場では、リサイクル可能な廃棄物の受入は極力行わない。腐敗し、悪臭が発生するなどリサイクルが困難なものを優先的に受け入れるものとする。
- ◆ 稲葉クリーンセンターでは、大きさに基づく受入基準を設定する（通常ごみと同様。柱などの木材：3m 以下×太さ 30cm 以下、家具：3m×1.5m×0.5m 以下）。この基準を超えるものは、連合仮置場では受け入れない。市町村は、一次仮置場でこれらを破碎または選別してから連合仮置場へ搬入する必要がある。

表 3-4-2(1) 廃棄物（選別後）の種類ごとの処理方法の考え方

種類	処理方法の考え方
木くず・木材	○破碎処理や焼却処理をする。 ○家屋の柱や倒木は、リサイクル材としての価値が高いため、極力リサイクルに努める。 ○合板くずや小片木くずは、サーマル原料等により極力リサイクルに努める。 ○木材を破碎すると、発酵して品質が劣化するため、長期間保存ができない。破碎しない（嵩張る）状態で保管するためのストックヤードの確保が必要である。 ○再生利用先の受入条件の調整が必要である。 ○木くず、木材は、水に濡れると腐敗による悪臭が発生し、リサイクルが困難となる場合があるため、保管の方法や期間には注意が必要である。
可燃物/ 可燃系混合物	○プラスチック類：極力セメントの原料・燃料等によりリサイクルし、リサイクルできないものは焼却処理する。

表 3-4-2(2) 廃棄物（選別後）の種類ごとの処理方法の考え方

種類	処理方法の考え方
畳・布団	○仮置場から優先的に搬出後に切断等を行い、セメントの原料・燃料にリサイクルする。リサイクルできないものは焼却処理する。水に浸かった畳は、発酵して火災が発生するおそれがあるため、仮置場内での保管に注意し、優先的に搬出する。 ○布団・カーペット類：切断後、焼却処理を行う。水分を含んだ布団は、破碎が難しく燃えにくいいため、乾燥等を行う必要がある。

【連合仮置場の設置】

- ◆ 表 3-4-4「仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント」（P31）に示す仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイントに留意し、図 3-4-2「仮置場配置図（例）」（P30）を参考に連合仮置場を設置する（例示したとおりに厳密に配置する必要はなく、災害廃棄物の発生状況を踏まえて臨機応援に対応する。また、西側部分は調整池としての役割があり、この範囲への廃棄物の配置は極力避ける）。
- ◆ 連合仮置場に必要な資機材を資料編に示す。

表 3-4-3 災害廃棄物の仮置場

名称	所在地	所有者	有効面積 ^{注)} (m ²)	備考
稲葉クリーンセンター 災害時用ストックヤード	長野県飯田市下久 堅稲葉 1526-1	南信州 広域連合	約 5,500	一般廃棄物（可燃 ごみのみ搬入可）

注) 廃棄物の保管や作業スペース、車両の動線として使用可能な部分の面積。

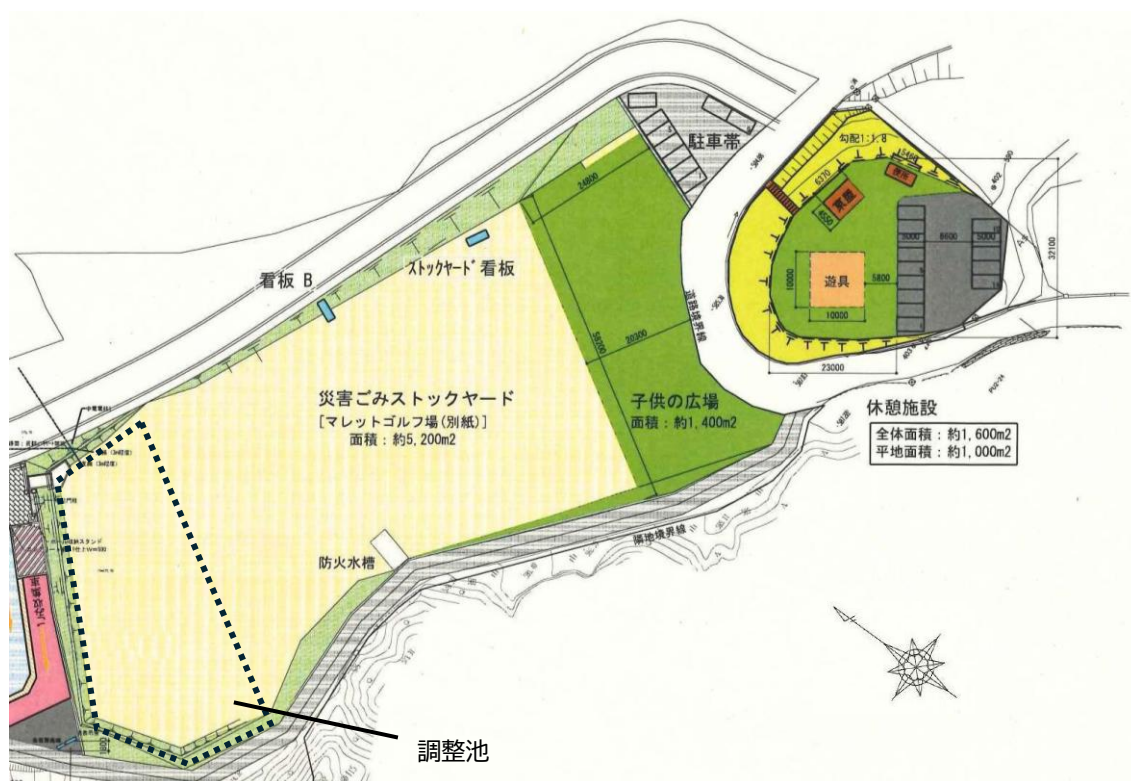
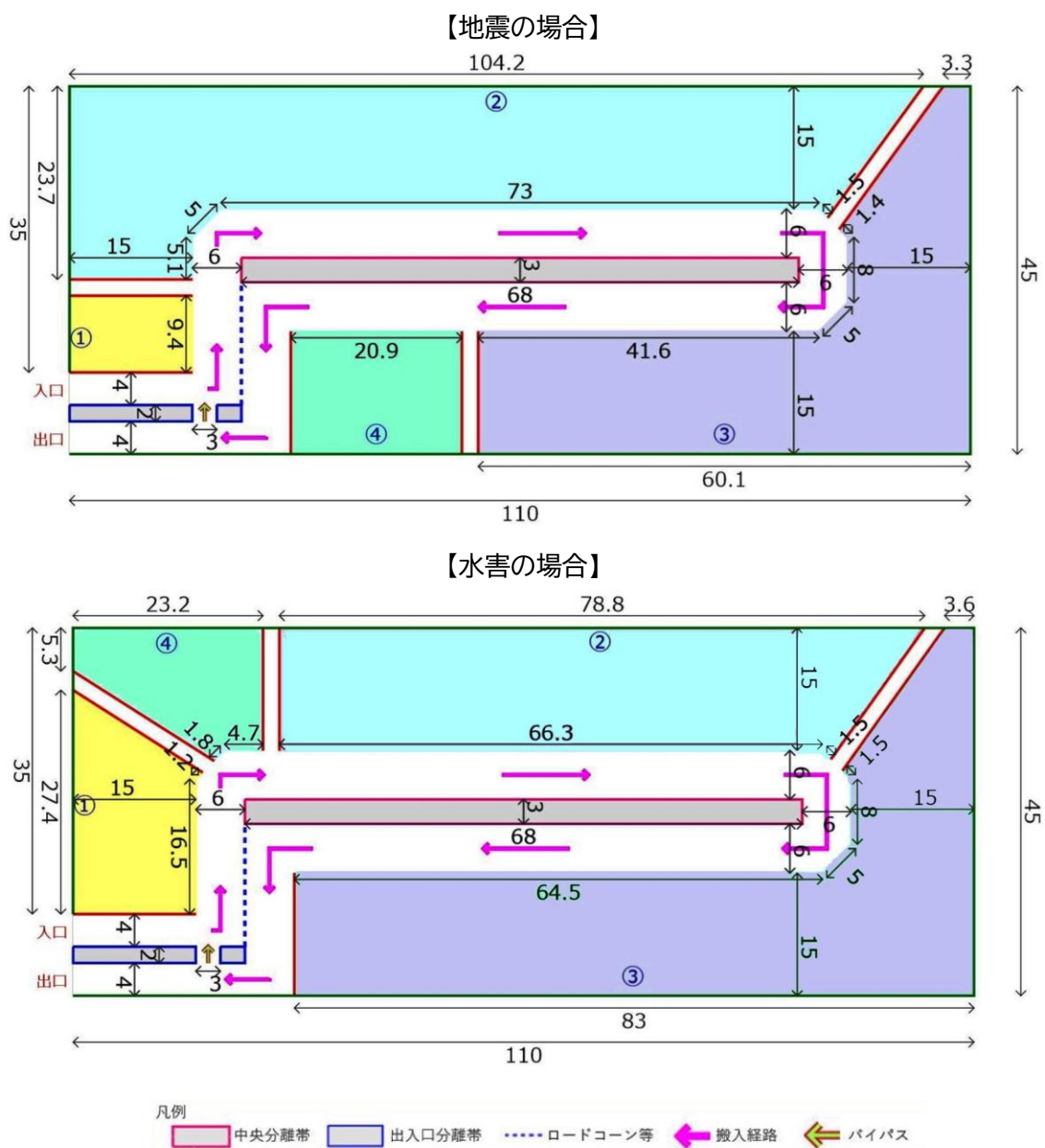


図 3-4-1 稲葉クリーンセンター災害ごみ時用ストックヤード



番号	品目名	占有面積 (m ²)	
		地震	水害
①	畳	140	340
②	木材・生木等	1,619	1,102
③	可燃物	1,265	1,611
④	予備スペース	314	276
合計		3,338	3,329

注1) 図の単位はm。

注2) 各品目との距離は2m。

注3) 仮置場の周囲、各品目の仕切り、中央分離帯、出入口分離帯は、仕切り紐と杭を用いて応急的に設置することが可能。

注4) 「仮置場配置図自動作成ツール Kari-hai」(国立環境研究所)を元に一部加工。

図 3-4-2 仮置場配置図 (例)

表 3-4-4 仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント

<人員の配置> ○出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。 <出入口> ○出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞ぐ。 <待車スペース、駐車場> ○渋滞防止のため、仮置場への搬入車両や仮置場からの搬出車両が待機するための待車スペースを可能な範囲で確保するよう努める。 ○仮置場の作業員等が使用するための駐車場スペースを確保する。 <動線> ○搬入・搬出車両の動線を考慮する。場内は一方通行とし、動線は右回り（時計回り）とする。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。 <地盤対策> ○仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に仮置きする場合、車両・建設機械の移動や作業が行いやすいよう砕石、鉄板等の敷設を検討する。仮置場は運動場等に設置される場合が多いが、運動場は多くの車両が走行することは想定されていないため、必要最低限の砕石、鉄板等の敷設を検討する。選択に当たっての利点・欠点を表 3-4-4 に示す。 ○過去の災害では、砕石や敷鉄板を確保できないこと等から、仮置場へ搬入された廃置や廃瓦、土砂、コンクリートガラ等を仮置場の地盤整備に活用した事例がある。ただし、これらの対応は、発災直後で確保できる資機材や時間に制約がある中で実施されたものであり、必ずしも標準的な方法ではない。やむを得ず実施する場合には、仮置場を復旧する段階で活用した廃棄物を撤去して災害廃棄物として処理する必要がある。 <災害廃棄物の配置> ○災害廃棄物は分別して保管する。 ○災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。災害の種類によっては、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害に応じて廃棄物毎の面積を設定する。 ○災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。 ○搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。 ○時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。 <その他> ○不法投棄を防止するため、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など、必要に応じて防止策を検討する。
--

注)「仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項」(災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3)を元に一部加筆・修正。

表 3-4-5 鉄板と砕石の利点・欠点

	砕石	鉄板
利点	○自由に平面形状を作れる。 ○災害時でも比較的容易に資材を確保することができる。	○運搬に時間を要するが、設置撤去は早い。 ○砕石と異なり、荷重を分散できるため、路盤の状態が悪くても設置可能（ただし、ある程度凸凹を均してから設置することが必要）。 ○表面の清掃が容易。 ○撤去後に廃棄物が残らない。
欠点	○砕石が砕けると、隙間を伝って土が出てきて車両に泥が付着したり、晴れた日には乾いて粉塵が発生し、生活環境上支障が生じる可能性がある。そのため、路盤の状態によっては補修や複数回の再敷設が必要となる。 ○撤去後の砕石の処分方法について検討することが必要であり、場合によっては最終処分費を要する。 ○撤去時にすき取りによる廃棄物が増加する。	○発災時は需要が増大し、供給が逼迫することでリース費用が上昇する。 ○供給が逼迫すると確保に時間を要し、敷設までにぬかるみができる可能性がある。 ○矩形のため、カーブ等の線形に追従しにくい。 ○重ね合わせ部ができるため車両のパンクや作業員の怪我のリスクがある。 ○返却時に損傷度に応じた修理費が必要となる場合がある。

【人員の確保】

- ◆ 連合仮置場の管理・運営のため、受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下ろし補助、分別指導等を行うための職員を配置する。
- ◆ 災害廃棄物の搬入量が多い時期には、交代要員を含めて複数名の人員が必要となるため、庁内の人員だけで対応できない場合は、支援を要請して人員を確保する。支援が行われるまでは、庁内の人員だけで連合仮置場の管理・運営を行う。
- ◆ 搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェックなど、責任を伴う事項については本連合の職員が対応に当たる。そのため、少なくとも1名は本連合の職員を配置する。
- ◆ 連合仮置場の管理に災害ボランティアを活用することは避ける。

【分別の徹底、仮置場の管理】

- ◆ 連合仮置場内の分別品目ごとの看板を作成し、設置する。
- ◆ 連合仮置場での受付時間は、8:30～16:30（11:30～13:00 は昼休憩）までを基本とし、季節に応じて適切な時間を設定する。

表 3-4-6 仮置場の管理方法

	管理方法
災害廃棄物の積上げ・スペースの確保・整理整頓	○職員を配置して受付時の積荷チェック、分別指導や荷下ろし補助、警備を行う。 ○廃棄物をショベルローダーやバックホウで5m程度まで積み上げる。 ○可燃系混合物は、必要に応じてバックホウのアタッチメント（アイアンクローなど）で粗破碎する。
作業員の安全管理	○作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
仮置場の監視	○生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場の入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ○仮置場の受入時間を設定し、時間外は仮置場の入口を閉鎖する。 ○夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量の管理	○日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により台貫等での計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
飛散防止策	○粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ○ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ○仮置場の周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
漏水対策	○廃棄物からの漏水、凍結による漏水対策として、必要最低限の敷鉄板の設置やブルーシート等で直接土壌に排出されないように考慮する。 ○排水勾配を確保した仮置場のかさ上げや、仮排水構造物等敷設で仮置場内の排水を行うことが望ましい。
火災防止対策	○可燃物/可燃系混合物は、積み上げは高さ5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200㎡以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2m以上とする。 出典：「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」（震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）、国立環境研究所） ○災害廃棄物の体積物の温度測定や切り替えしによる放熱を行う。
臭気・衛生対策	○腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。 ○殺虫剤等薬剤の散布を行う。
環境モニタリング	○必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音、振動、悪臭、水質等の環境モニタリングを実施する。

【稲葉クリーンセンターへの搬出】

- ◆ 稲葉クリーンセンターへの搬出は、稲葉クリーンセンターの運転計画やごみピットの状態を考慮して行う。

(2) 平時

【連合仮置場の設置に関する判断基準】

- ◆ 災害時には迅速に連合仮置場の設置を判断する必要があるため、表 3-4-7 に設置を判断する基準を示す。

表 3-4-7 連合仮置場の設置を判断する基準

項目	概要
災害廃棄物の発生量	廃棄物の総量が広域的に処理能力を超える状況
クリーンセンターの受入能力	稲葉クリーンセンターの稼働状況や他の廃棄物（生活ごみや避難所ごみ）の増加を考慮
輸送・収集体制の状況	構成市町村の一次仮置場から稲葉クリーンセンター災害ごみ時用ストックヤードへの輸送可能性とその時期
災害の種類と被害状況	地域の被害（震度、浸水範囲、家屋倒壊数など）に基づいた必要性の判断
連携と調整	各構成市町村の仮置場運用状況や災害廃棄物処理計画との整合性

第5節 処理・処分

発生した災害廃棄物のうち、可燃物については稲葉クリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣については、飯田市と大鹿村はそれぞれの責任において処分を行い、それ以外の市町村は本連合の責任において民間の最終処分場で最終処分を行う。

なお、可能な限り稲葉クリーンセンターで処理を行うものとするが、処理しきれない場合には、構成市町村が圏域外の市町村や事業者処理の支援を要請することになる。

(1) 災害時

- ◆ 可燃物の焼却処理を行い、焼却残渣は最終処分を行う。

(2) 平時

【廃棄物の種類ごとの処理方法の検討】

- ◆ 表 3-4-2 の処理方法の考え方を踏まえ、廃棄物（選別後）の種類ごとに処理方法を検討しておく。

【既存の処理施設における災害廃棄物の処理可能量の推計】

- ◆ 稲葉クリーンセンターの処理可能量は、表 3-5-1 に示すとおり。
- ◆ 飯田竜水園の処理可能量は、表 3-5-2 に示すとおり。

表 3-5-1 既存処理施設の処理可能量（焼却処理）

区分	施設名称	処理可能量（t/年）
焼却施設	稲葉クリーンセンター	3,910（令和 10 年度）

注）本施設の施設規模は、災害時の対応余力として 4t/日（設計値）が確保されており、通常稼働日数 280 日で 1,120t/年の処理が可能である（①4t/日×280 日=1,120t/年）。また、本連合では構成市町村と協力して可燃ごみの排出削減を推進しており、令和 10 年度には焼却処理量は 23,874t/年となる見込みである。通常 280 日稼働であるが、災害時の緊急対応として 310 日稼働とすることで、さらに 2,790t/年の処理が可能となる（②93t/日×30 日=2,790t/年）。これらの対応により、令和 10 年度の処理可能量は 3,910t/年に達する。今後、可燃ごみの排出削減を進めることで、さらなる余力の確保が期待される。

処理可能量(t/年) = ① + ②= 3,910 (t/年)

表 3-5-2 既存処理施設の処理可能量（し尿処理）

区分	施設名称	処理可能量（kL/年）
し尿処理施設	飯田竜水園	8,975

注 1）処理可能量（kL/年）= 年間処理能力（kL/年）- 年間搬入量（kL/年）

年間処理能力：27,375kL（75kL×365 日）

年間搬入量：18,400kL（令和 5 年度実績）

注 2）1 日当たりの処理可能量は約 24kL。バキューム車（3,400L）7 台分に相当する。

第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応

稲葉クリーンセンター及び連合仮置場への適正処理困難物の持ち込みはできないが、万が一本広域敷地内へ無断で置かれた等の際には、適切に対応する。生活環境の保全及び作業環境安全の観点から、適正処理困難物は他の災害廃棄物と分け、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理する。

第4章 計画の見直し等

第1節 計画の見直し

1 計画の見直し

国の法令や指針、県の関連計画の見直し状況、訓練の実施状況などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

【本計画の見直し時期】

- ◆ 関連法令（災害対策基本法、廃棄物処理法など）や災害廃棄物対策指針が改正された場合
- ◆ 県や構成市町村の災害廃棄物処理計画に大きな内容の変更があった場合
- ◆ 被害想定等の前提条件に変更があった場合
- ◆ 訓練を通じて本計画に改善点が見られた場合
- ◆ 国内で発生した災害の教訓や対策事例を踏まえ、本計画に改善の必要が認められた場合

2 行動マニュアルの整備

本計画の実行性を高めるため、本計画に基づき、行動マニュアルを整備する。行動マニュアルは担当班（担当班とその業務については、表 2-1-1「災害廃棄物処理計画における各担当の業務内容」（P19）を参照。）ごとに作成し、定期的に見直しを行う。

第2節 教育訓練

災害廃棄物処理計画の実効性を高め、災害時に円滑かつ迅速な対応ができるよう、職員に対して計画内容を周知するとともに、平時から教育・訓練を継続的に実施する。教育・訓練は、構成市町村と協働で行うことで担当者間の連携を強化し、実践的な災害対応力の向上を図る。また、国や県が主催する訓練に積極的に参加する。

教育・訓練を通じて得られた課題は、計画の見直しに活用し、災害時の対応における問題点を改善する。また、被災自治体への支援を人材育成の機会と捉え、災害廃棄物処理のノウハウを伝承し、新たな人材育成に努める。

さらに、災害時の人的支援要請や被災市町村への派遣に備え、災害廃棄物処理に関する実務経験や専門知識を有する職員をリストアップし、その情報を定期的に更新する。これにより、災害時の即応性を確保し、実効的な災害廃棄物処理体制を構築する。

【訓練内容】

- ◆ 災害廃棄物処理計画の周知、読み合わせ
- ◆ 職員研修（講習会等）
- ◆ 情報伝達訓練
- ◆ 派遣後の支援活動報告会